広報にいつ

発行所　新津市役所
発行人　新津市役所総務企画課
電話　大代表　2―2111番
印刷所　東洋館印刷所
毎月一回発行

人口動態

（昭和43年4月末日現在）

人口	57,111		
世帯数	12,406		
（4月中）			
出生	63	死亡	31
婚姻	51	離婚	6
転入	515	転出	544

機構改革のびる
改正案委員会付託で

市議会五月定例会は五月九日、十日の二日間開かれ、議案九件、請願四件が上程され、それぞれ議決、または委員会付託になりました。今回提案された議案の大部分は市条例の一部改正でしたが、おもな議案の審議内容は次のとおりです。

◇即決されたもの

○市税条例の一部改正

今回の改正はいずれも法律の改正に伴う市税条例の改正で、個人市民税の非課税の範囲の限度額の引き上げ（二十六万円を二十八万円に）、納税証明書の交付手数料の改正（四十円を五十円に）、軽自動車税の賦課徴収等の特例で、農耕特殊作業用自動車とバイクについては月割り課税廃止、所得控除の中に新たに小規模企業共済掛金が加えられたことなどがおもなものです。

○家庭児童相談室設置について

児童福祉法による県の家庭児童相談室設置運営要綱に基づいて、家庭児童福祉に関する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行なうことを目的に、市の社会福祉事務所に家庭児童相談室を設けるためのもので、職員、相談員、任命、身分などを規定しています。

相談員は二名、職員一名が任命されることになっており、六月一日から施行されます。

○市営住宅条例の一部改正

昭和二十八年、二十九年に建築された草水町の市営住宅十四戸を居住者に売却することになったので、当該住宅を条例から削るものです。

○昭和四十三年度一般会計補正予算

今回の補正は五千七百万円余が計上されましたが、このうち雑入の四千八百万円は、四十二年度決算が二年連続災害のためにこの額に近い赤字がでる見込みなので、その繰り上げ充用金として当てられます。その他は除雪機械購入費、県営住宅敷地買収費などです。

◇委員会に付託されたもの

○新津市課設置条例の一部改正

本条例案は市役所内の事務処理合理化委員会で早くから検討されていたもので、ようやく機構改革の結論を得て課の統廃合を決めるため提案されましたが、大方の意見は委員会に付託して時間をかけて審議する必要があるということで、関連する「社会福祉事務所設置条例の一部改正」とともに総務文教委員会に付託されました。

課設置条例は今議会で議決されれば六月一日から実施される予定でしたが、次期議会まで延びることになりました。

ほかに「市道の一部廃止」に関する議案は、実地調査の必要から建設委員会に付託され、前議案同様に閉会中に委員会で審査されることになりました。

◇請願、陳情

○鍛造工場の公害防止に関する請願

今回採択と決まりました昨年十二月に請願され継続審査となっていたものですが、現在まで騒音のもととなっていたドロップハンマー使用の経営者が三条市へ移転することになったので一応問題は解消されました。

○このほか熊代川分流案について十一件の請願がありますがいずれも継続審査になっております。

◇今議会に請願され各委員会に付託されたものは次の四件です。

○熊代川治水対策に関する請願（新町から柄目木までの各町内区長）

○住居表示制度実施方請願（金沢町三丁目）

○秋葉山観光道路災害復旧方請願（関係土地所有者）

○市有地払い下げについて請願（いとしご会）

消防庁舎が完成

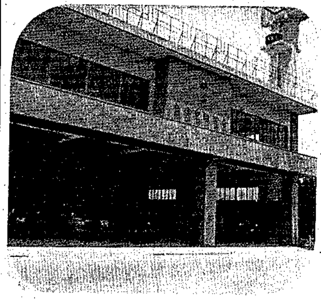

新しい消防庁舎が完成しました。総工費は千七百七十余万円、昨年十一月工事着工いらい、元家畜保健所跡に不自由な仮住居を続けてきた消防署も、この二十三日、新庁舎へ移転を完了しました。電話は、火事、救急車など緊急電話が一一九番、一般用は2―○一七五番

広告掲載で広報紙強化

市では広報活動を強化するため、現在二頁（ただし、年三回四頁）で発行している「広報にいつ」を、六月から常時四頁にする予定です。

同時に、一面を除く各面の下二段に有料広告を掲載することにし、その広告収入で広報予算を補うことになりました。

広告募集業務は専門家に委託する方針ですが、初めての試みだけに、今後とも市民各位の一層のご協力をお願いします。

選挙人名簿の追加登録
六月一日までに届け出を

選挙人名簿の追加登録が六月一日現在で行なわれます。

次のどれかに該当する人は六月一日午後五時までに選挙人名簿登録申し出書を選管事務室か市民課に提出してください。

◎昭和二十三年六月二日までに生まれた人

◎今年三月一日までに新津市に転入した人で、まだ住民届けを出していない人。

◎今年三月の追加登録におくれ、名簿から洩れている人

◎公民権停止の期間が満了した人

なお、今回の登録におくれますと、七月七日に行なわれる参院選の投票ができなくなりますからご注意ください。

六月から開設
〔家庭児童相談室〕

あなたのお子さんについて、なにも心配ありませんか？

家庭での日常のしつけや育て方などのことで――。

子どもの性向、適性、知能または病気や身体の障害といった面で――子どもの育成を阻害する家庭内のいざこざや環境について――。

これから生まれようとする赤ちゃんや、その母体のことで――

こんなことについて、ちょっと誰かに相談してみたいと思われたことはありませんか？

六月一日から、新津市社会福祉事務所内に〝家庭児童相談室〟が開設されることになりました。

家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上のため専門の相談員が配置され、いろいろなご相談に応じます。

児童の問題について困っている方
悩んでいる方は
遠慮なく、ご相談においでください。

相談日
毎日（日曜、祝祭日と土曜の午後を除く）午前九時から午後四時まで

7月1日実施
違反者に反則金
交通反則通告制度

交通反則通告制度が七月一日から実施されます。この制度は、交通違反のうちで比較的軽い違反に対し、現在の刑事処分による処理方法を行政の段階で簡単に早く処理できるよう改めたものです。

反則者は、反則金を納めれば裁判による刑罰を受けないことになります。

◇この制度の仕組み

一定の交通違反をした者に、現場の警察官が反則金の納付を告知します。

告知によって、反則金を任意に郵便局か銀行に納めればすべての手続きが終ります。

告知によって反則金を納めないときは、交通反則通告センターで警察本部長の通告を受けてから反則金を納めることになります。

反則金を納めなかったときは、裁判手続きによって処理されます。

◇反則金の納め方には次の三つの方法があります

①仮納付

反則切符を渡された日から八日以内に、銀行か郵便局へ納付書で反則金を納めればすべての手続きが終ります。

仮納付があったときは通告センターの掲示板に公示されます。

仮納付は、通告センターに出向く必要がないので、もっとも便利な方法です。

②通告センターで通告を受けたときの納め方

警察本部長「通告官」から通告切符を受けた日から十一日以内に、郵便局か銀行へ納付書で反則金を納めればすべての手続きが終ります。

災害、その他の理由で期限までに納入できないときは期限をのばすことが認められています。

納付書をなくしたり、またはよごしたりして使えなくなったときは、通告センターで再交付を受けられます。

③郵送で通告を受けたときの納め方

仮納付もしない、通告センターにも出向かないときは、通告切符と納付書が送付されますから、とどいた日から十一日以内に郵便局か銀行へ納付書と反則金と郵便料百四十五円を納めればすべての手続きが終ります。

◇反則金は交通安全対策費に使われます。

反則金は局や銀行を通して一たん国に入り、その後交通安全施設の整備費として都道府県や市町村に還元されることになっています。

※交通反則通告制度についての詳しいことは警察署（交通課）におたずねください。

7月に2つの調査
商業統計と就業構造

七月一日現在で商業統計調査と就業構造基本調査が行なわれます。

商業統計調査は、商業を営む全国の商店の分布状況や商業活動などの実態を明らかにすることを目的としたもので、調査の結果は商業政策、中小企業施策などの行政上の基礎資料となるほか、一般の産業界、商業界でも営業の指針として広く利用される統計です。したがってこの調査は統計法に基づく指定統計調査であり、全市の商店、商社の方々は各店舗ごとに調査票を提出する義務のある、いわば商業の国勢調査ともいうべきものです。

また、商業統計調査と一緒に就業構造基本調査も行なわれますが、これは国民の就業、不就業の実態や労働力の流動などを明らかにするとともに雇用、失業対策など、国の施策、経済計画をはじめ国の施策の最も基本的な資料の一つとなるものです。

新津市では七調査区（大鹿、七日町、善道町二丁目、中沢町、秋葉一丁目、草水町一、二、三丁目、古津の各一部）で実施されることになっております。以上いずれも七月一日現在の時点で、調査が実施されますのでご協力をお願いします。

消防人事の異動

四月三十日限りで退職した藤井消防署長、兼消防長の後任人事が五月一日付けで次のとおり発令されました。

◇消防長　福住由次（助役）

◇消防署長　斎藤忠（村松町出身、元県警鑑識課長）

訂正

広報にいつ四月号に掲載の「市職員の人事異動」の記事中、一部、誤字脱字がありましたので次のように訂正します。

◇財政課　用度係長、樋口甲子郎（税務課）

◇市民課　登録係長、小熊章三（税務課諸税係長）

図書あっせん

統計図書購入予約を受け付けます。希望者は総務企画課（統計係）へお申し込みください。

昭和四十三年版新潟県統計年鑑、二千七百円

同　新潟県のすがた　四百円、同　新潟県勢一覧、百五十円、県民生活白書、五百円

受け付け
福祉施設改善資金
6月29日まで

中小企業の労働力、とりわけ、若年労働者確保の有効策として、福利厚生施設の充実整備が望まれていることから、中小企業福祉施設改善資金貸し付け制度が大きな役割りを果たしています。

この資金の利用希望事業主は、次によりお申し込みください。

◇貸し付け対象

常時使用する従業員数が三百人（商業、サービス業は五十人）以下の事業主。

◇貸し付け対象施設

従業員福祉施設、給食施設、教養文化施設、福利厚生施設、およびこれらに付帯する冷暖房施設

◇貸し付け金の使途

施設の新築、増改築、施設改善のための建て物、土地、備品の取得

◇貸し付け限度額

・県信用保証協会保証のもの
日歩、二銭一厘

・その他
日歩、二銭二厘

原則として据え置き期間一年を含め、五年以内の割付償還

◇取り扱い金融機関

第四銀行、北越銀行、新潟相互銀行、大光相互銀行

◇申し込み締め切り日

六月二十九日

◇申し込み先

市商工観光課

楽しい青少年のつどい

県、市教育委員会、新津商工会議所の共催で次のとおり楽しい「青少年のつどい」がひらかれます。

おおぜいの働く青少年の皆さんが参加されるようお知らせします。

◇期日　六月九日（日）午前九時から

◇会場　第二小学校

◇つどいの内容

フイルムフォーラム（みんなで映画をみてその映画の内容を手がかりとして、青春のいろいろな問題を話し合うもの。）歌唱、ゲーム、フォークダンスなどのレクリエーション

◇申し込み方法

口頭または電話（2―○九一六、2―○二○四）で八日午前中に公民館へ